

現行まちづくり基本方針の評価について

1 まちづくり基本方針の趣旨

- ・まちづくり基本条例の基本理念は、県、市町、県民及び事業者の相互の理解、信頼及び協働によるまちづくり
- ・市町が方針や計画を定め、住民・団体や事業者が主役、市町がパートナーとなって、まちづくり活動を進める役割を提示
- ・まちづくり基本方針は、県の取組の方向性を示すとともに、市町が方針や計画を策定するためのガイドラインとしての役割

2 まちづくり基本方針における目標の考え方

- ・地域におけるまちづくりは、各地域の現状や特徴に応じた多様な取組が展開されることから、県では具体的な目標は定めていない
- ・各主体がまちづくり基本方針で目指すまちづくりの進捗状況や、市町が地域で進めているまちづくり施策の効果の確認に用いる参考指標としてまちづくり指標を提示

3 今回の評価（第1回検討小委員会にて提示）

- ・市町において方針や計画策定が進まず、まちづくりの進捗を計る評価が困難
- ・まちづくり指標、客観的データ、市町へのアンケートの3つの観点から評価を実施

(1) まちづくり指標による評価

ア まちづくり指標（テーマ別）

- ・当初設定した指標が各種調査の廃止等によって把握できなくなった場合、可能な限り、代替できる指標を用いて評価

イ まちづくり指標（地域別） **検討小委員会では提示せず**

- ・4つに分類された各地域の中で、個別具体の地区（例：〇〇市△△集落）における活用を想定
- ・個別地区の実態と一致しないため、県全体の取組を把握する指標としては適切に評価できない

(2) 関連データによる評価

- ・まちづくり指標による評価を補強するとともに、客観的なデータを用いて評価

(3) 市町アンケート等による評価

ア 目指すべき将来像の達成状況に関する評価

- ・地域のまちづくりの実情を把握している市町の担当課による主観的な評価

イ 関連する取組の実施状況 **検討小委員会では提示せず**

- ・重点プロジェクトに関連する県・市町の施策の実施状況を把握
- ・市町間や地区間では取組に差があり、県全体の取組を把握する指標としては適切に評価できない